二　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から令和四年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十五陣看護師候補者	令和八年度
特例インドネシア人第十六陣看護師候補者	令和八年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者	令和七年度
特例インドネシア人第十五陣介護福祉士候補者	令和八年度

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から令和三年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十五陣看護師候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

別表第二（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

○厚生労働省告示第百十号

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十一年度から令和五年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から令和四年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十四	第一　総論 一　目的 この指針は、平成二十一年度から令和四年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から令和三年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十四